

竹原市地域福祉総合計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

竹原市地域福祉総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

3 目的

本業務は、竹原市が、令和 9 年度から 1 4 年度までの 6 年間を計画期間とした「竹原市地域福祉総合計画」を策定するにあたり、計画案等の作成を支援するとともに、その基礎資料とするための各種調査を実施し、計画策定に必要となるべき資料の収集・作成、目標量の設定、会議等の運営支援を行い、適正で実効性のある計画の策定に資することを目的とする。

なお、計画は次に掲げる各種計画により構成するものでなければならない。

また、(2)、(3)、(5)、(6)及び(10)については、それぞれ別冊として策定し、計画期間を令和 9 年度から 1 1 年度までの 3 年間とする。

- (1) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 0 7 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 7 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画
- (4) 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 1 1 条第 3 項に規定する市町村障害者計画
- (5) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 3 条の 2 0 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 8 8 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画
- (7) 成年後見制度利用促進法（平成 2 8 年法律第 2 9 号）第 1 4 条第 1 項に規定する市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画
- (8) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 4 号）第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画
- (9) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 0 6 条の 5 第 1 項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画
- (10) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 6 5 号）第 1 3 条第 1 項に規定する市町村認知症施策推進計画

4 業務内容

【共通業務】

(1) 国等の最新の動向、基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国、県及び先進自治体などの地域福祉・高齢者福祉・介護保険・認知症施策及び障害者・障害児をめぐる施策の動向の把握及び情報収集を行い、適宜情報提供を行う。

竹原市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者・障害者の現況動向及びサービスの利用状況等について、本市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 市民アンケート及び関係団体等に対する調査

市民の生活実態や福祉施策等に対する考え方等を把握し、計画策定の基礎資料とする。

また、地域福祉にかかる活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査と、介護・障害者サービスをめぐる施設の動向等に関する活動を行う団体の活動状況や課題、今後の展望及び福祉人材の現状等、竹原市内における現場の課題を把握するための調査を実施する。調査項目の設計を行い、課題を抽出し計画書に反映する。

受託者は、調査票の設計、WEB 回答フォームの作成及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査票の発送、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。（発送・返信の郵送料については受託者が負担する）。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の回収は委託者が行う。

また、マイナンバー制度導入後アンケート業務を実施する際、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であり、受託者はプライバシーマークの認証を取得していること。

ア 地域福祉にかかる調査の実施

地域での支え合いや地域活動の状況、市民・関係者・当事者の考え方や意見の把握を行う。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	I 市内に居住する 18 歳以上 II 地区社会福祉協議会役員
サンプル数	I 2100 票（回収率 40%を想定） II 約 400 票（回収率 80%を想定）
調査方法	郵送法
調査票の仕様	I 1 種、A4、1 色、12 ページ、上質紙 55 kg 相当の紙厚を使用 II 1 種、A4、1 色、12 ページ、上質紙 55 kg 相当の紙厚を使用
発送・返信用封筒	発送用封筒：角 2 サイズ、1 色 返信用封筒：長 3 サイズ、1 色

回答方法	紙とWEBのハイブリット方式とする。
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

イ 高齢者の実態にかかる調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

調査項目については国が示す「日常生活圏域ニーズ調査」を基本としつつ、広島県独自設問及び本市独自設問を加えた内容とすること。本調査においては、調査対象者個人を特定できる形で調査を実施することを想定とする。そのため、個人番号により調査結果を管理できる形で納品すること。また、在宅介護実態調査に関しては、国が示す調査項目をそのまま実施し、認知症施策推進計画に係る調査に関しては、国及び県の方針に基づき、双方協議の上決定し、実施する。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	Ⅰ 日常生活圏域ニーズ調査：65歳以上の一般高齢者 Ⅱ 在宅介護実態調査：在宅で介護を受けている人 Ⅲ 事業者アンケート調査 Ⅳ 介護支援専門員アンケート調査 Ⅴ 認知症施策推進計画調査：認知症の人とその家族
サンプル数	Ⅰ 日常生活圏域ニーズ調査：2,400票（回収率60%を想定） Ⅱ 在宅介護実態調査：300票（回収率65%を想定） Ⅲ 事業者アンケート調査（25法人程度） Ⅳ 介護支援専門員アンケート調査（40人程度） Ⅴ 認知症施策推進計画調査：【本人】100票程度、【家族】100票程度（回収率60%を想定）
調査方法	Ⅰ 郵送法 Ⅱ 認定調査員等による聞き取り調査 ⅢⅣ 郵送または手交 Ⅴ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、認定調査員、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等による聞き取り調査
調査票の仕様	Ⅰ 日常生活圏域ニーズ調査：A4、1色、20頁 Ⅱ 在宅介護実態調査：A4、1色、6頁 Ⅲ 事業者アンケート調査：A4、1色、2頁 Ⅳ 介護支援専門員アンケート調査：A4、1色、4頁 Ⅴ 認知症施策推進計画調査：【本人用】A4、1色、4頁程度 【家族用】A4、1色、6頁程度 ※Ⅰ 日常生活圏域ニーズ調査には、個人ID番号（2,400名分）

	を印字すること。
発送・返信用封筒	発送用封筒：角 2 サイズ、1 色 返信用封筒：長 3 サイズ、1 色
入力作業	I 日常生活圏域ニーズ調査は、パンチ入力後、地域診断支援情報送信ソフトを経由し、見える化システムへデータ登録するための入力シートを作成すること。 II 在宅介護実態調査、III 事業者アンケート調査、IV 介護支援専門員アンケートおよび V 認知症施策推進計画調査は、パンチ入力後、データを納品すること。
回答方法	紙と WEB のハイブリット方式とする。
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

ウ 障害者・障害児の実態にかかる調査の実施

日常生活の中で、障害者の意識、生活実態で抱える問題等を調査し、家庭や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

調査項目については、前回実施した調査票を参考にしつつ、新たな独自設問も検討した内容とし、障害者に配慮した調査票作成をすること。特に、障害児については、手帳を所持しない発達障害等の診断のあるケースが多いため、乳幼児期から成人期にかけての課題及びニーズ等を抽出できるような独自設問を追加すること。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	I 障害者手帳保持者（身体、療育、精神） 約 1, 9 0 0 人 II 特別児童扶養手当受給者 約 1 0 0 人 III 関係団体 約 3 0 団体 （民児協、当事者団体、障害サービス事業所・団体、障害者自立支援協議会）
サンプル数	I 1, 9 0 0 票（回収率 4 0 %を想定） II 1 0 0 票 III 3 0 票
調査方法	郵送法
調査票の仕様	1 種、A 4、1 色、1 2 ページ、上質紙 5 5 kg 相当の紙厚を使用
発送・返信用封筒	発送用封筒：角 2 サイズ、1 色 返信用封筒：長 3 サイズ、1 色
回答方法	紙と WEB のハイブリット方式とする。
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) グループインタビュー又は座談会の実施

住民参画の一環として、地域住民との協働体制をともに考えるためのグループインタビュー又は座談会を6～7回程度開催（予定）を実施する。

受託者は、参加者への事前聞き取りシート作成、グループ属性の設定支援、参加者に配布する資料（策定概要説明等）作成、ファシリテーター配置、インタビュー結果の全文作成、調査・分析結果のとりまとめを行うものとする。参加者への事前聞き取りシート等の配布・回収は委託者が行う。

(4) 庁内関係課に対する調査

保健福祉関係課、子ども・子育て支援関係課や教育関係課等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。また、産業関係課や住民窓口関係課、総合政策関係課等に関する事業を洗い出し、今後の施策方針や庁内横断的な連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(5) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、地域福祉・介護・障害等に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(6) 検証可能な重点施策・数値目標（評価指標）の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・広島県の施策及び本市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な数値目標、評価指標を設定する。

(7) 計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを本市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

地域福祉計画策定委員会	3回
竹原市障害者自立支援協議会	2回
竹原市介護保険運営協議会	2回

(10) 先進事例の提供

計画の策定に当たり、全国・同規模自治体の施策情報・事例を施策検討の参考とするため、これら自治体の施策等の情報を提供すること。

(11) 法律や制度などの動向に関する情報提供

本業務の委託期間内において、法律改正や制度改正に関する動きがあった場合は、その情報をとりまとめ、適宜情報提供すること。

(12) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、打合せ協議は、業務着手時、中間時、納品時の3回程度実施する。計画の進行は、十分に委託者と調整を図りながら行うものとするため、打ち合わせ会議には本業務の主たる業務責任者（主任研究員）及び業務担当者が出席すること。

委託者は、本業務の進捗状況の報告若しくはその他必要な協議事項について適宜協議（オンライン可）するものとする。

【地域福祉計画・重層的支援体制整備事業実施計画・再犯防止推進計画・成年後見に関する業務】

(13) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行うこと。

(14) 竹原市総合計画及び本市における関連計画との整合を図るとともに、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の地域福祉に関わる計画の上位計画として策定すること。

【高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画に関する業務】

(15) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行うこと。

ア ニーズ実態調査等の結果に基づく地域課題の把握と整理

イ 市域の現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題の取りまとめ

ウ 地域包括ケアの推進に向けた取組事項の情報提供

(16) 「見える化」システムを活用した人口推計やサービス見込み量・介護保険料の算定支援

ア 総人口及び高齢者人口

イ 被保険者数及び認定者数

ウ 認知症高齢者数

エ 一人暮らし高齢者の数

オ 必要な介護人材の数

カ 居宅サービス利用者の推計

- キ 地域密着型サービス利用者の推計
- ク 施設サービス利用者の推計
- ケ 第1号被保険者の介護保険料額算定支援

(17) 介護保険運営協議会の運営支援

- ア 介護保険運営協議会への出席（令和8年度：3回程度）
必要に応じて資料の説明等を行う。
- イ 介護保険運営協議会資料の作成支援
- ウ 介護保険運営協議会議事録の作成

(18) 国の認知症施策推進基本計画および県の認知症施策推進計画に基づく、認知症施策推進計画策定支援

【障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に関する業務】

(19) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、課題の把握を行う。

- ア 現行計画の評価・検証
- イ 地域ニーズ等のまとめ

(20) 障害福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、サービス確保策の検討を行う。

5 成果品

下記の電子データ一式とする。

- (1) アンケート単純集計結果報告書
- (2) アンケート調査報告書（A4判、50頁程度、本文1色刷）
- (3) 計画書（A4判、300頁程度、本文1色刷、表紙・一部のみフルカラー）
※地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画、高齢者福祉計画（総論）及び障害者計画を合冊とすること。
※介護保険事業計画・高齢者福祉計画（各論）・認知症施策推進計画を高齢者福祉編として、障害福祉計画・障害児福祉計画を障害福祉編としてそれぞれ別冊とすること。
- (4) 計画概要版（A4判、12頁程度、フルカラー）
- (5) 先進事例・情報提供資料一式

6 その他

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- (2) 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び広島県から示されるなど状況

が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。

- (3) 業務遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、関係情報の取扱いに留意し、情報漏えいがないように十分注意を行うこと。そのため、受託者はプライバシーマークの認証を取得していること。本業務終了後も同様とする。
- (4) 全ての成果品に係る著作権・版權は、委託者に帰属するものとする。なお、本契約終了後、本成果品の使用及び第三者への提示は、委託者の承認を受けること。
- (5) 成果品については、受託者において責任をもって校正した後、委託者の確認を受けること。
- (6) 契約締結後に疑義が生じる場合は、双方協議のうえ、決定するものとする。